

諮問番号：諮問第 299 号

答申番号：答申第 299 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

直方市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 26 条の 5 において準用する法第 19 条の規定に基づく特別障害者手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 近年、目の不自由さに加え体の動きも悪くなり、1 人では家庭内での生活も厳しくなったので、身体障害者手帳の再申請の申請を行ったところ 1 級になった。その時に受領した「身体障がい者のしおり」を見て特別障害者手当のを知り、処分庁から特別障害者手当認定診断書（視覚障害用）（以下「視覚障害用診断書」という。）及び特別障害者手当認定診断書（肢体不自由用）（以下「肢体不自由用診断書」という。）の様式を送付してもらった。

このことについて、本件手当の支給目的をどのように考えているのか。また、本件手当に関する説明がなかったのはなぜか。

- (2) 視覚障害用診断書は、7 年間通院している A 眼科に作成してもらうため受診したところ、担当医から視野検査は必要ないので診察を受けるよう言われた。本来、A 眼科は、視野検査を受けなければ視覚障害用診断書を作成しないはずであるが、何年もの間、視野検査を受けていなかったため、疑問を抱かなかった。また、肢体不自由用診断書は、10 年前に 4 か月間入院していた B 病院に頼み込んで作成してもらった。

- (3) 特別障害者手当認定請求却下通知書の「却下した理由」欄に記載された「支給要件に該当しない」の一言では納得できないので処分庁に出向こうとしたが、「来庁さ

れても困る」、「視力が良いから」との回答しかなく、視覚障害用診断書に視野の項目がない理由について質問しても回答はなかった。肢体不自由用診断書及び視覚障害用診断書をより正確に作成してもらえる病院に何度も頼み込んで提出したので、その回答に不信感を持ち、本件審査請求を提起するに至った。当該理由についても知りたい。

## 2 審査庁の主張の要旨

診断書の記載内容からは、審査請求人の障害の程度は特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令207号。以下「政令」という。）に定める障害に該当しないことが認められ、処分庁が、審査請求人が行った特別障害者手当の受給資格についての認定請求（以下「本件認定請求」という。）を却下したことに違法又は不当な点が認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

1 本件審査請求の争点は、審査請求人が法第2条第3項に規定する特別障害者に該当しないと判断した処分庁の判断に違法又は不当な点がないかということにあるので、以下これについて判断する。

### (1) 政令第1条第2項各号該当性について

#### ア 第1号該当性について

政令第1条第2項第1号の要件は、政令別表第2各号に掲げる身体機能の障害等が重複する場合における障害の状態であるところ、視覚障害用診断書によると、視力の良い方の右眼の裸眼視力は0.06であって、0.03以下でなく、また、左眼の裸眼視力は手動弁であるものの、右眼の裸眼視力は0.04でないことから、政令別表第2第1号に該当しないことは明らかである。

また、肢体不自由用診断書によると、傷病名は右足糖尿病性壊疽<sup>えそ</sup>であり、右足の膝から下の部分に欠損があることが認められるが、左下肢には障害がなく、おおむね両下肢のそれぞれについて股、膝及び足の3大関節中いずれか2関節以上が用を廃する程度の障害を有するものでないことから、政令別表第2第4号に該当しないことは明らかである。

したがって、審査請求人の障害の程度は本号に該当しない。

#### イ 第2号該当性について

政令第1条第2項第2号の要件は、日常生活において必要とされる介護の程度が同項第1号に定める障害の状態によるものと同程度以上のものであるが、その前提として政令別表第2各号に掲げる身体機能の障害等が重複する場合における障害の状態にあることが必要であるところ、審査請求人は、同表第2各号に掲げる身体機能の障害等を有していない。

したがって、審査請求人の障害の程度は本号に該当しない。

#### ウ 第3号該当性について

政令第1条第2項第3号の要件は、政令別表第1各号に掲げるいずれか身体機能の障害等のいずれかに該当し、かつ、当該身体機能の障害等が同項第2号と同程度以上と認められる程度のものであり、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知）の別紙「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）第三の3によると、内部障害若しくはその他の疾患又は精神の障害のいずれかの身体機能の障害等を有する必要があるところ、審査請求人はこれらの身体機能の障害等を有していない。

したがって、審査請求人の障害の程度は本号に該当しない。

#### エ 結論

よって、審査請求人の障害の程度は、政令第1条第2項各号のいずれにも該当しないことから、処分庁が、審査請求人が法第2条第3項に規定する特別障害者に該当しないとした本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### (2) 視野障害について

認定基準の一部改正により、令和4年4月1日以降に適用される視覚障害用診断書に視野に関する項目が追加された。これは、視覚障害以外に身体機能の障害等がある場合において視覚障害で認定するときなど、重複する障害で認定する場合の認定基準に視野障害が追加されたもので、視覚障害（視力障害及び視野障害）のみでは該当しない。

審査請求人は、政令別表第2各号に掲げる身体機能の障害等が重複する場合における障害の状態にないと認められることから、仮に、視野に関する項目が記載された視覚障害用診断書が提出されていたとしても、上記(1)のエと同様の結論となる。

#### (3) その他の審査請求人の主張について

審査請求人は処分庁に対する不満等を<sup>るる</sup>縷々述べているが、いずれも本件処分に影響を与えるものとは認められないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

#### (4) その他

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

## 2 付言

処分庁は、認定基準が一部改正されたにもかかわらず、審査請求人に対し、改正前の視覚障害用診断書を交付し、謝罪を余儀なくされている。

当該事務処理の過誤が審査請求人に本件処分自体に対する疑念を生じさせ、本件審査請求を招く結果となったことは否定できない。

よって、処分庁におかれては、同様の事務処理の過誤が再発することのないよう十分な措置を講じること。

## 第4 調査審議の経過

令和7年11月12日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和8年1月15日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

特別障害者手当の受給資格の認定については、「申請時に提出された診断書」の記載内容に基づき、客観的になされるものとされている。

本件についてこれをみると、処分庁は、本件認定請求に当たって令和6年7月29日に提出された本件診断書に基づき、認定基準に沿って適切に処分を行っていることが認められ、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で、本件審査請求は棄却されるべきであ

るとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

なお、付言すると、本件審査請求は、認定基準が一部改正されたにもかかわらず、処分庁が審査請求人に対し、誤って改正前の視覚障害用診断書の様式を交付したことにより生じた疑念を理由とするものであり、処分庁におかれては、今後かかる事態が生じることがないように、十分な措置を講じること。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清 信

委員 鶴 利 絵

委員 谷 本 拓 也